

規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第八十一号

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号ニ(7)中「(6)」を「(8)」に、「区分」を「区別」に改め、同号ニ中(7)を(9)とし、同号ニ(6)中「(7)」を「(9)」に、「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（平成二十年埼玉県条例第四十二号。ヲ(1)及び別表第二において「バリアフリー条例」という。）第六条各号」を「バリアフリー条例第六条第二項各号」に、「区分」を「区別」に改め、同号ニ中(6)を(8)とし、(5)を(7)とし、同号ニ(4)中「(4)」を「(6)」に、「区分」を「区別」に改め、同号ニ中(4)を(6)とし、同号ニ(3)中「(1)」を「(2)」に、「適合する便所」を「適合する便房」に、「(2)」を「(4)」に、「区分」を「区別」に改め、同号ニ中(3)を(5)とし、同号ニ(2)中「(1)の」を「(2)又は(3)の」に、「(1)に」を「(2)に」に、「適合する便所」を「適合する便房」に、「区分」を「区別」に改め、同号ニ(2)中「便房が設けられている」を削り、同号ニ(2)中「(1)」を「(2)」に改め、同号ニ(2)中「(1)」を「(2)」に改め、同号ニ中(2)を(4)とし、同号ニ(1)中(七)まで以外の部分を次のように改める。

床面積の合計が千平方メートル以上の建築物（共同住宅又は寄宿舎を除く。）に(1)の規定による便所を設ける階においては、令第十四条第二項の規定の例により、当該便所のうち一以上に、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の利用に配慮した便房を設けるほか、当該便房のうち一以上は、男子用及び女子用の区別がなく利用できるものとする。この場合において、同項中「車椅子使用者用便房」とあるのは「(2)に定める基準に適合する便房」と読み替えるものとする。

別表第一第一号ニ(1)中「出入口」を「便房及びその便房のある便所の出入口」に改め、同号ニ(1)中「出入口」を「(一)の出入口」に改め、同号ニ(1)中「自動的に開閉」を「便房及びその便房のある便所に自動的に開閉」に改め、同号ニ(1)中「出入口」を「(一)の出入口」に改め、同号ニ(1)中「内部」を「便房及びその便房のある便所の内部」に改め、同号ニ(1)中「床面」を「便房及びその便房のある便所の床面」に改め、同号ニ(1)中「次に」を「便房又はその便房のある便所に、次

に」に改め、同号二中(1)を(2)とし、同号二(2)の次に次のように加える。

- (3) 床面積の合計が五百平方メートル以上千平方メートル未満の建築物（共同住宅又は寄宿舎を除く。）又は床面積の合計が五百平方メートル未満の専ら高齢者若しくは障害者が利用する建築物であつて、(1)の規定による便所を設ける階を有するものにおいては、埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例(平成二十年埼玉県条例第四十二号。(8)、ヲ(1)及び別表第二において「バリアフリー条例」という。)第六条第一項の規定の例により、(2)に定める基準に適合する便房を一以上設けると。この場合において、同項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所」とあるのは「利用者の用に供する便所」と、「車椅子使用者用便房」とあるのは「(2)に定める基準に適合する便房」と読み替えるものとする。

別表第一第一号二に(1)として次のように加える。

- (1) 利用者の用に供する便所は、令第十四条第一項の規定の例により、利用者が利用する階の階数に相当する数以上設けること。この場合において、同項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所」とあるのは「利用者の用に供する便所」と読み替えるものとする。

別表第一第一号ホ(2)(一)中「ニ(1)(一)」を「ニ(2)(一)」に改め、同号へ中「第十六条各号」を「第十七条各号」に改め、同号ト(1)から(3)まで以外の部分を次のように改める。

駐車場等（共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。）

利用者の用に供する駐車場（専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のためのものを除く。第四号ト(1)において同じ。）を設ける場合においては、令第十八条の規定の例により、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下この表及び別表第二において「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けるほか、次に定める基準に適合するものとする。この場合において、同条第一項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場」とあるのは「利用者の用に供する駐車場」と読み替えるものとする。

別表第一第一号ト中(1)を削り、同号ト(2)中「令第十七条第二項第一号の規定によるほか」を削り、同号ト中(2)を(1)とし、同号ト(3)(二)中「第十八条第二項第一号」を「第十九条第二項第一号」に改め、同号ト中(3)を(2)とし、同号チ(1)(二)及び(2)(二)中「ニ(1)又は(2)」を「ニ(2)又は(4)」に、「便所」を「便房」に改め、同号チ(5)中「第

十八条第二項第一号」を「第十九条第二項第一号」に改め、同号チ(5)(一)中「第十八条第二項第二号」を「第十九条第二項第二号」に改め、同号チ(5)(二)中「第十八条第二項第三号イ」を「第十九条第二項第三号イ」に改め、同号チ(5)(三)中「第十八条第二項第四号イ」を「第十九条第二項第四号イ」に改め、同号チ(5)(四)中「第十八条第二項第五号ロ」を「第十九条第二項第五号ロ」に、「ニ(1)若しくは(2)」を「ニ(2)若しくは(4)」に、「便所」を「便房」に、「第十八条第二項第五号ハ」を「第十九条第二項第五号ハ」に、「第十八条第二項第五号ホ」を「第十九条第二項第五号ホ」に改め、同号チ(5)(五)中「第十八条第二項第五号ロ」を「第十九条第二項第五号ロ」に、「ニ(1)又は(2)」を「ニ(2)又は(4)」に、「便所」を「便房」に、「ニ(1)若しくは(2)」を「ニ(2)若しくは(4)」に改め、同号チ(5)(六)中「第十八条第二項第六号」を「第十九条第二項第六号」に改め、同号チ(5)(七)中「第十六条第一号」を「第十七条第一号」に、「第十八条第二項第七号イ」を「第十九条第二項第七号イ」に改め、同号又(1)中「便所」を「便房」に改め、同号又(3)中「便所」を「便房」に、「第二十条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同号ル(1)ただし書中「第二十一条第一項ただし書」を「第二十二条第一項ただし書」に改め、同号ル(2)中「第二十一条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同号ワ中「ニ(1)(三)」を「ニ(2)(三)」に改め、同号カ中「区分」を「区別」に改め、同号カ(1)中「第十五条第二項第二号ロ」を「第十六条第二項第二号ロ」に、「ニ(1)(三)」を「ニ(2)(三)」に改め、同号ヨ(1)を次のように改める。

(1) 床面積の合計が五百平方メートル以上の建築物で客席に設ける座席が床に固定されている場合は、令第十五条の規定による車椅子使用者用部分が設けられていること。

別表第一第一号ヨ(4)中「客席の総数が二百以下の場合にあつては当該客席の総数に五十分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上、客席の総数が二百一以上の場合にあつては当該客席の総数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数以上の客席に」を「(4)の規定により客席に設ける座席の総数の区分に応じ算定した数以上」に改め、同号ヨ中(4)を(5)とし、同号ヨ(3)を次のように改める。

(3) 客席に設ける座席(床に固定されていない場合を含む。)の総数が次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める数以上の(1)又は(2)に定める基準に適合する車椅子使用者用部分を設けるよう努めること。

- (一) 当該客席に設ける座席の総数が百以下の場合にあつては二
- (二) 当該客席に設ける座席の総数が百一以上二百以下の場合にあつては当

該座席の総数に五十分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(三) 当該客席に設ける座席の総数が二百一以上の場合にあつては当該座席の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

別表第一第一号ヨ中(3)を(4)とし、同号ヨ(2)中「客席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から(1)に定める基準に適合する客席」を「出入口から(1)又は(2)に定める基準に適合する車椅子使用者用部分」に改め、同号ヨ(2)中「第十八条第二項第四号イ」を「第十九条第二項第四号イ」に改め、同号ヨ中(2)を(3)とし、同号ヨ(1)の次に次のように加える。

(2) 床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物又は客席に設ける座席が床に固定されていない場合は、令第十五条に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する車椅子使用者用部分が一以上設けられていること。

別表第一第一号ソ(1)四中「ニ(1)」を「ニ(2)」に、「適合する便所」を「適合する便房」に、「ニ(2)」を「ニ(4)」に改め、同表第二号ハ(1)中「前号ニ(2)」を「前号ニ(4)」に改め、同号ハ(2)中「前号ニ(2)一」を「前号ニ(4)一」に改め、同表第三号チ(1)中「第十八条第二項第五号ロ」を「第十九条第二項第五号ロ」に改め、同号又(1)中「区分」を「区別」に改め、同号又(2)中「第一号ニ(1)」を「第一号ニ(2)」に、「適合する便所」を「適合する便房」に、「当該便所」を「当該便房」に改め、同号又(3)中「適合する便所」を「適合する便房」に、「第一号ニ(2)」を「第一号ニ(4)」に、「区分」を「区別」に、「同号ニ(2)一」を「同号ニ(4)一」に、「利用可能な便所」を「利用可能な便房」に改め、同号又(4)中「第一号ニ(5)」を「第一号ニ(7)」に改め、同号又(5)中「第一号ニ(6)」を「第一号ニ(8)」に、「区分」を「区別」に改め、同号又(6)中「区分」を「区別」に改め、同表第四号ホ(1)中「第一号ニ(1)」を「第一号ニ(2)」に、「適合する便所」を「適合する便房」に、「当該便所」を「当該便房」に改め、同号ホ(2)中「第一号ニ(2)」を「第一号ニ(4)」に、「適合する便所」を「適合する便房」に、「区分」を「区別」に、「同号ニ(2)一」を「同号ニ(4)一」に、「利用可能な便所」を「利用可能な便房」に改め、同号ホ(3)中「第一号ニ(5)」を「第一号ニ(7)」に改め、同号ホ(4)中「第一号ニ(6)」を「第一号ニ(8)」に、「区分」を「区別」に改め、同号ホ(5)中「区分」を「区別」に改め、同号ト(1)を次のように改める。

(1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合においては、令第十八条の規定の例により、車椅子使用者用駐車施設を設けること。この場合において、同条第一項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場」とあるのは「利用者の用に供する駐車場」と読み

替えるものとする。

別表第二建築物の項第二号中「駐車場の位置、車椅子利用者用駐車施設の位置及び幅」を「駐車場の位置及び数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）、車椅子利用者用駐車施設の数、位置及び幅、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして令第十八条ただし書に規定する国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項」に改め、同項第三号中「別表第一第一号ニ(1)、(2)及び(4)から(6)まで」を「別表第一第一号ニ(1)、(2)、(4)及び(6)から(8)まで」に、「第六条第一号ただし書」を「第六条第一号二(1)、(2)、(4)及び(6)から(8)まで」の下に、「客席に設ける座席の名称、位置及び数」を加え、「車椅子利用者用部分の位置」を「車椅子利用者用部分の位置、数」に改め、「車椅子利用者用の客席まで」を「車椅子利用者用部分まで」に改め、同項第五号口中「別表第一第一号ニ(1)、(2)及び(4)から(6)まで」を「別表第一第一号ニ(1)、(2)、(4)及び(6)から(8)まで」に、「第六条第一号ただし書」を「第六条第二項第一号ただし書」に改め、同表公共交通機関の施設の項第三号及び第五号口中「別表第一第一号ニ(1)、(2)、(5)及び(6)」を「別表第一第一号ニ(2)、(4)、(7)及び(8)」に、「第六条第一号ただし書」を「第六条第二項第一号ただし書」に改め、同表公園の項第二号中「別表第一第一号ニ(1)、(2)、(5)及び(6)」を「別表第一第一号ニ(2)、(4)、(7)及び(8)」に、「第六条第一号ただし書」を「第六条第二項第一号ただし書」に、「駐車場の位置、車椅子利用者用駐車施設の位置及び幅」を「駐車場の位置及び数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）、車椅子利用者用駐車施設の数、位置及び幅、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして令第十八条ただし書に規定する国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項」に改め、同表公園の項第四号中「別表第一第一号ニ(1)、(2)、(5)及び(6)」を「別表第一第一号ニ(2)、(4)、(7)及び(8)」に、「第六条第一号ただし書」を「第六条第二項第一号ただし書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の届出について適用し、同日前の届出については、なお従前の例による。